

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

新潟県立看護大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 新潟県立看護大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

新潟県立看護大学（設置者：公立大学法人新潟県立看護大学）
新潟県上越市新南町 240 番地

2 学部等の構成 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学部】

看護学部 看護学科

【研究科】

看護学研究科(博士前期課程) 看護学専攻

看護学研究科(博士後期課程) 看護学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2024 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 379 名、研究科 30 名

【教職員数】 教員 51 名、職員 15 名

4 大学の理念・目的等

新潟県立看護大学は、「地域に根ざした看護科学を考究し、各分野との連携を推進するとともに、先進的な看護に関する知識と技術を教授することにより、資質の高い看護人材を育成し、もって県民の保健医療福祉の向上に寄与する」ため、2002 年 4 月に開学した。

新潟県立看護大学は、生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性と、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、看護学を構成する基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に变化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に 대응する人材を育成し、「地域に根ざした看護科学の考究」を進めることを理念としている。この理念を達成するため、学部では下記の 7 つの教育目標を掲げている。

- ① 生命の尊厳を感受し、深い洞察力に根ざした倫理観を培い、人々の喜び、痛み、苦しみに共感する能力を養います。
- ② 多様な健康状態にある人々と関わることのできる基礎的な専門知識と技術を修得して、根拠に基づいた実践的課題対応能力を養います。
- ③ 地域の生活文化を理解し、地域の人々に寄り添い、地域の人々と共に健康で、穏やかに暮らし続けることを目指し、地域に貢献する能力を養います。
- ④ 社会情勢の変化や科学技術の発達に主体的・創造的に対応して生涯学習を継続・発展させる態度を養います。
- ⑤ 保健・医療・福祉の分野における多職種と協働・連携し、自己の専門性に対する誇りと責任感を持ち、看護の対象となる人々のニーズに可能な限り専心する態度を養います。
- ⑥ 国内外を活動の場とできる国際的視野をもった専門職としての態度を養います。
- ⑦ 研究的態度を身につけ、看護学を発展させ、看護の専門性を向上させていく能力を養います。

新潟県立看護大学の目的は、学則第 1 条に、「教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、生命の尊厳を基盤とする豊かな人間を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に变化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に対応する人材を育成し、「地域に根ざした看護科学の考究」を進めることを目的とする。」と規定されている

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に、「看護学分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

新潟県立看護大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

新潟県立看護大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、新潟県立看護大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 地域住民への生涯学習支援として、2009年から「いきいきサロン」を、2014年から「出前講座」等の活動を、地域の期待に応じて内容を工夫しながら継続的に実施している。
- 教員の教育能力の向上に向け、教員相互で授業参観と検討を行う授業検討会を、2019年度の試行を経て2020年度から継続的に実施しており、教員が参加しやすいよう実施方法の改善を重ねる等、組織的に取り組んでいる。
- 学習環境や大学生生活等の改善・充実にに向けた要望を学生から大学側に直接伝える機会として、学生との意見交換会を年1回開催することにより、学生の意向を踏まえた大学運営に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、求める学生像を踏まえた入学者選抜の在り方を明示することが求められる。
- 成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、早急に到達目標を考慮した成績評価基準とすることが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の組織的な自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理し、学長を責任者とする内部質保証の整理・明確化が望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 大学の教育研究活動に係る情報の公表については、組織的・計画的に管理し、充実を図ることが望まれる。
- 学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理・明確化し、大学としての継続的な点検・検証を充実させることが望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、大学としての方針を定め、テーマの設定、活動の成果等の分析・検証を行い、教職協働による組織的・継続的なFD・SD活動の一層の充実を図ることが望まれる。
- 学習成果の把握・可視化、教育改善の各種の取組みについては、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、授業評価アンケート結果の組織的な共有、教学IR(Institutional Research)による分析・検証など、全学としての取組みの充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、新潟県立看護大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。また、学部等以外の教育研究上の基本となる組織として、看護研究交流センターを設置している。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

ただし、学部及び大学院の成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが求められる。また、シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。看護学実習室5室とシミュレーション室1室を設置し、医療機器やモデル人形を整備している。

ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。事務局には、総務課と教務学生課の2課を置き、総務課に庶務係及び経営企画係を、教務学生課に教務係及び図書学生係を置いている。厚生補導は教務学生課が担当し、経済面、健康面、生活面の支援を行っている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏

まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示すること、アドミッション・ポリシーについては求める学生像を踏まえた入学者選抜の在り方を明示することが求められる。

学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理・明確化し、大学としての継続的な点検・検証を充実させることが望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。入試・広報委員会の所掌事項として、「広報計画の企画立案に関する事項」、「広報誌の発行に関する事項」、「大学のホームページに関する事項」を掲げており、入試・広報委員会が中心となり、各部門等と連携して必要な情報の公表に取り組む体制となっている。ただし、大学の教育研究活動に係る情報の公表については、組織的・計画的に管理し、充実を図ることが望まれる。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、学長をトップとする運営評議会が全体管理を行い、その下で、自己点検・評価特別委員会及び法人評価調整会議が、各運営委員会、看護研究交流センター等の各組織における点検・評価をもとに、全学としての内部質保証を取りまとめている。大学全体の教育研究の活性化と質向上を図る取組みは、地方独立行政法人法に基づく中期目標・計画の実践の中に位置づけられ、中期計画、年度計画を策定し、毎年度、実施内容を自己点検・評価し、外部評価を受けながら、各種の取組みの改善につなげている。ただし、教育研究活動等の組織的な自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理し、学長を責任者とする内部質保証の整理・明確化が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ただしFD及びSDについては、大学としての方針を定め、テーマの設定、活動の成果等の分析・検証を行い、教職協働による組織的・継続的なFD・SD活動をさらに充実させることが望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。学生支援については、各学年に3人配置する学年担任が、学習を含めた生活全般の相談に応じているほか、経済的支援として奨学金や授業料減免を行っている。障害者への合理的な配慮については、教職員対応要領を定めている。ICT環境の整備については、情報ネットワーク特別委員会が所掌している。自習室や情報科学室、院生室のパソコンを利用できるほか、学生が自身のパソコンで学内無線LANに接続できる環境を整備している。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、教員自身による授業点検・評価を基盤として、学部及び研究科の教務担当委員会を中心として教育プログラムの自己点検評価を行っている。改善に向けては、地方独立行政法人法に基づく中期目標・中期計画の実践を通じて改善を図っている。教育、学習成果の自己点検・評価にあたっては、授業評価アンケート、ディプロマ・ポリシーの学年別到達度調査、学生生活実態調査、学生との意見交換会等を実施している。今後、学習成果の可視化・把握、教育改善の各種の取組みについては、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、授業評価アンケート結果の組織的な共有、教学 IR(Institutional Research)による分析・検証など、全学としての取組みの充実が望まれる。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「地域住民の健康を支える看護職育成を核とした教育改革の取組み」

2022年度から開始した新カリキュラムでは、新カリキュラム特別検討委員会の検討を踏まえ、大学の教育理念「地域に根ざした看護科学の考究」のもと、ディプロマ・ポリシー7項目のうち主要となるDP3「地域の人々に寄り添い、地域の人々と共に健康で、穏やかに暮らし続けることを目指し、地域に貢献する能力を身につけている」の実現に向け、「地域志向科目」の樹立とともに、「教養科目の充実」、そして学生の「主体的な学修の促進」を掲げたカリキュラムを策定している。

新カリキュラムにおける取組みについては、教務委員会が中心となり、1年ごとにPDCAサイクルを回して評価しており、学習成果を可視化するために「カリキュラムに関するアンケート調査」や「DPの学年別到達目標に対する到達度自己評価」を実施している。これまでに実施した「カリキュラムに関するアンケート調査」の結果からは、「選択科目の選定にあたり重要視したこと」への回答の分析に基づき、地域志向科目を含む教養科目の選択に関しての学生への周知の在り方に課題があると、大学は分析している。また、主体的な学習の状況についても、新カリキュラムにおいて少人数グループ学習や問題解決型学習を導入したことなどについて、「DPの学年別到達目標に対する到達度自己評価」調査の結果をもとに、継続的にデータを収集し検証する必要性について、大学では課題が認識されている。また、学生の主体的な学習の促進に向けては、教員を対象とした新カリキュラムに関する意見交換会を年2回開催し、教育実践に関する報告や、今後開講される科目運営について、所属領域を超えた教員間の情報共有を行っている。

新カリキュラム導入4年後(2025年度)に、カリキュラム・ポリシーの見直し等を含めた検証・改善が予定されており、学生の学習成果等の分析に基づき、教育活動のさらなる充実に取り組むことが期待される。

・No.2「教育の質保証のための授業改善の取組み【学習成果】」

FD委員会が中心となり、教育の質の維持並びに教員の教育活動の向上に取り組んでいる。

講義・演習・実習の全科目について、前学期、後学期1回ずつ年2回、学生に対し、「授業の構成・内容」「自己評価」「総合評価」を内容とする計13項目からなるアンケートを行い、学生による授業評価を実施している。評価結果は科目の担当教員にフィードバックし、教員が個人又は領域で結果を分析し、授業改善につなげるほか、全体集計結果は学内ネットワークに掲載し、教員、学生が共有している。加えて、2019年度には授業満足度が高かった科目の分析を、2020年度には遠隔授業の導入にあたり学生が問題点とした事項を、教員間で共有している。

また、教育活動の質的向上を目指した取組みとして、FD研修会を年1回実施するほか、教員相互で授業参観と検討を行う授業検討会を、2019年度の試行を経て2020年度から実施している。授業検討会は、教員が参加しやすいよう、実施方法の改善を重ねながら継続的に実施されており、組織的な教育改善の取組みとなっている。

・No.3「教員の研究活動を推進する取組み」

研究推進委員会、自己点検・評価特別委員会を中心に、研究支援体制づくりの計画・実行とその評価・改善を進めている。2019 年度に学内アンケートを行って研究環境に対する教員のニーズを抽出し、それに対応するため様々な制度を計画・実行している。

具体的には、「優れた研究計画書の作成セミナー」や、研究計画書作成について個別相談に対応する Research Proposal Consultation(R.P.C)制度の充実、研究活動に役立つ図書の展示、若手研究者が気軽に研究相談を行える会(R.P.C.CAFÉ)、個別相談を行える「研究相談アワー」の定期的な開催、英語論文投稿支援などの取組みを実施している。これらの取組みについては、蓄積した利用状況データの分析結果などを活用し、研究支援の取組みのさらなる充実を図ることが期待される。

・No.4「学生支援活動の取組み」

学生の充実した学生生活を支援するため、学生委員会を中心に、オフィシアワーの活用推進や学生生活実態調査、学生と教職員の意見交換会、学生相談者関係会議を実施している。また、学年担任を置き、学生の生活実態や抱えている悩みを把握して学生支援を行っている。

学生生活実態調査は、全学年対象に「学習時間」「健康状態」「経済面」「学習環境」等について年 1 回実施し、学内ポータルサイトに過去 2 年分の集計結果を掲載し大学全体で共有している。集計結果については、特に学生に伝えたい集計結果(学習時間とアルバイト、心身の健康、トラブル等)を抜粋し、学生委員会からのコメントを付したポスターを掲示し学生へのフィードバックを行っている。

また、学生と教職員による意見交換会を年 1 回開催しており、意見交換会の議事録及び大学からの回答は、学内ポータルサイトに掲載して、学生に周知している。意見交換会を通じて、学習環境や大学生活などの改善・充実にに向けた要望を学生から大学側に直接伝える機会を設けることにより、学生の意向を踏まえた大学運営に取り組んでいる。

また、国家試験対策・就職委員会が中心となって、卒業後にに向けた資格取得やキャリア形成意識向上の支援を目的として、学年別キャリアガイダンスや 4 年生対象の就職活動調査を実施しており、また資格取得に向けた自己学習支援としては国家試験対策講義を実施している。キャリアガイダンス後にはアンケートを実施しており、2022 年度の結果において就職や進学に関する疑問や不安が寄せられたことを受け、2023 年度キャリアガイダンスでは上級生や卒業生の協力を得て助言を行う等の取組みを行った。

・No.5「入学者選抜に関する改善の取組み」

学部では、入試・広報委員会が中心となりアドミッション・ポリシーに相応しい入学者選抜の実施に取り組んでいる。

2019 年度から新入生意識調査アンケートを導入し、大学選定の動機、活用したメディア、入試活動の評価、県内受験生と県外受験生の違い等を調査している。年度ごとのデータのみならず、累積の経年変化の分析も行ったうえで、広報メッセージの適正化、メディアの選択を検討している。また、オープンキャンパスにおいても、毎年度アンケート調査を実施し、的確な入試広報の戦略の展開につなげている。2021 年度からは Web オープンキャンパスや大学公式の SNS アカウントによる情報発信を開始している。以上のほか、Web 出願の導入、高校訪問、高校への出前講義などの取組みを実施している。

大学院においては、入学委員会が中心となり志願状況や入学状況をもとに、大学院入学者選抜制度について、入試科目・入試方法の見直しや、入試実施回数の見直し等を行っている。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「災害時の連携システムの構築と防災意識向上の取組み」

2度の平成大地震(新潟県中越地震、新潟県中越沖地震)を経験した新潟県に大学が所在することから、その経験をもとに災害時看護支援特別委員会を設置し、学生・教職員、地域住民を災害から守る防災意識啓発とその実践、そして災害に対して県内の看護系大学と行政で連携して対応する取組みを行っている。

具体的には以下の4つの取組みを行っている。

(1)学生・教職員の安否を迅速に確認するためのシステムの導入とシステムを活用した安否確認訓練の実践

災害時に学生・教職員の安否を確認し、迅速な支援につなげることを目的として2018年度に安否確認システムANPICを導入し、導入直後よりシステムを活用した安否確認訓練を定期的実施している。

(2)防災意識啓発活動

2004年の中越地震後に設置した図書館の「災害看護・地震関連資料コーナー」には、災害看護、地震および防災に関する最新の図書を随時増やし、現在蔵書数は300冊以上に達している。これらの図書は、学内の学生・教職員に加えて、図書館を利用する地域住民に活用されている。

(3)講座等を通じた地域住民への防災教育活動とその実践

地域住民への防災教育活動として、看護研究交流センターが定期的実施している市民講座で防災講義を実施している。また大学は上越市の指定緊急避難所になっており、その管理者として毎年上越市担当職員とともに近隣の住民に対する説明会を開催して災害時における避難手順を確認している。

(4)新潟県内の看護系大学・行政との災害時連携

東日本大震災後に、地域社会の災害予防および災害時の健康生活に係わる問題を解決することを目的として設立された「新潟県内看護系大学等協議会」に加盟し、定期的な会議を通じて災害関連活動等に関する情報交換を実施している。

・No.2「生きた英語力の習得に向けた教育」

教務委員会と国際交流委員会が協力し、ディプロマ・ポリシーに定める「国際的な視野」を持つ看護職の育成に向けて取り組んでいる。

学部授業では、医療・看護で必要とされる英語力に焦点を絞るESP(English for Specific Purposes)の理念を重視し、看護職者としての将来を見据えた英語力を培う英語教育を実践している。学部の英語授業は、1年次の必修科目として、「総合英語」と「コミュニケーション英語」を開講している。「総合英語」では、医療・看護をテーマとする新聞・雑誌記事を素材にし、多読と速読による内容把握の訓練を、「コミュニケーション英語」では、外来や病棟における看護師と患者間の会話を場面別に設定し、ペア・グループ単位で行う会話練習を主軸とした授業を行っている。

また、国内外で看護実践ができる国際的な視野を備えるための学習として、2017年度から「国際看護演習」(自由選択科目、通年)に2週間のニュージーランド看護研修を組み入れている。

・No.3「大学院における高度実践看護師教育(専門看護師コース・助産師コース)」

大学院では、看護の専門性に基いた高度な知識と卓越した看護実践能力を発揮できる「がん看護専門看護師」と「老人看護専門看護師」を養成している。専門看護師コース修了生は、専門看護師の資格を取得後に看護の実践現場で活躍している。また、修了生の専門看護師を特任講師として、実践や研究活動を支援する体制を整えている。

医療・看護ニーズの高度化・多様化により看護師の役割が拡大しており、質の高い看護系人材養成を推進するため大学での助産師教育は学部から大学院での教育に移行されつつあることを背景として、2024年

から大学院における助産師コースを開設している。

・No.4「地域住民のニーズに応じた生涯学習支援」

大学の建学の精神である「ゆうゆう・くらしづくり」に基づき、地域住民のニーズに応じた生涯学習支援として、看護研究交流センターが窓口となり2つの事業を展開している。1つ目は、同センター内の地域社会貢献部門が担っている「いきいきサロン」の開催である。大学の教育・研究の成果を地域へ還元することを目的として、地域住民が気軽に大学に足を運び、健康について関心を寄せ、学びあう場となっている。2009年より開催し、2023年まで84回開催した。2020年には、COVID-19感染拡大により、やむなく中止としたものの、2021年以降再開し、1回あたり70～80人の参加を経て、2023年度は110人前後とコロナ前の人数に戻りつつある。

2つ目は、教員の研究成果を地域に還元する「出前講座」の実施である。地域と大学が共に成長していくための橋渡しとして、地域の要望に応じた出張講座を開催している。2014年より開催し、年間30～40件、COVID-19感染拡大以降は20件程度の依頼を受けている。

大学は、地域のニーズに応じた地域の生涯学習支援活動を、地域の期待に応じて内容を工夫しながら、長年にわたり継続的に実施している。

・No.5「看護職へのリカレント教育支援の推進」

開学時から看護研究交流センターを置き、教育と研究の成果を地域に還元する目的で、看護職のリカレント教育支援に取り組んでいる。

1. 「看護職学習支援公開講座」と「バーチャルカレッジ」

看護職学習支援公開講座は、COVID-19感染拡大に伴い2020年度は見合わせ、2021年度からWeb会議システムを利用して公開講座を再開した。2022年度には公開講座として2コース7講座を開設し163人の受講があった。2019年度には県内480施設の看護職1,000人を対象とした学習ニーズ調査、さらに2023年度には県内の病院における看護研究への取組みを調査し、これらの結果は公開講座の内容に順次反映させることが予定されている。インターネットを利用して看護の学習ができるバーチャルカレッジは、看護職を対象として提供され、登録者数は2024年2月末時点で58人となっている。

2. 「地域課題研究助成」等

「地域課題研究助成」として、2011年度から、県内の看護職を対象に看護実践上の問題・課題に関する研究課題を公募し、研究費を助成するほか、教員が共同研究者となつての研究活動支援等の取組みを実施している。2021年度には、応募時の研究計画書作成段階から教員が研究を支援する体制を整えて応募方法を見直し、応募者確保の対策を講じながら、年10件を目途に研究助成を継続している。研究成果については、「地域課題研究発表会」を開催し発表の場を設けている。

3. 「専門性の高い看護職員育成に向けた取組み」

2019年度に新潟県から受託し、「専門性の高い看護職員の育成検討会報告書」を取りまとめた。その後の検討を経て、2023年度に新潟県及び新潟県看護協会から、提言にある「専門性の高い看護職員の育成に向けた新潟県モデル」の実装化に向けた協力要請があり、大学として協力する方針としている。

なお、本基準の取組みのNo.1、4、5の取組みをもとに「大学の理念に基づく地域に向けた活動及び看護職へのリカレント教育」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.1については、地域住民のステークホルダーから、大学が避難所として住民をどう受け入れるかを真摯に考えてくれていること、具体的な対応についてはさらなる検討が期待されること、等が示された。No.4については、いきいきサロン、出前講座の利用者から、取組みは地域の方に喜ばれていることが伝えられ、継続への期待が示された。No.5については、連携する組織から大学との連携の意義等が示された。

全体を通して、大学がその理念に則して、地域のニーズに応じ、地域に貢献する取組みを進めていることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回新潟県立看護大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 10 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 26 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表